

青森県地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第 1 条 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項の規定に基づき青森県が策定する地域医療構想の達成に向けて、構想区域（同項第 7 号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに地域医療構想調整会議を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 構想区域における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の推進に関する事項

(会議等)

第 3 条 調整会議の構成員は、別表に掲げる機関・団体とする。

- 2 調整会議は、青森県健康福祉部長が招集する。
- 3 調整会議の議長は、青森県健康福祉部長又はその代理職員をもって充てる。

(専門部会)

第 4 条 調整会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、部会において準用する。この場合、「調整会議」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 5 条 調整会議の庶務は、青森県健康福祉部医療薬務課において行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

別表

構想区域：上十三

No	属性	所属	
		団体名	支部等
1	医師会	上十三医師会	
2	歯科医師会	上十三歯科医師会	
3	薬剤師会	県薬剤師会	上十三支部
4	看護団体	県看護協会	上十三支部
5	医療保険者	青森県保険者協議会	
6	公的医療機関	十和田市立中央病院	
7	公的医療機関	三沢市立三沢病院	
8	公的医療機関	中部上北広域事業組合公立七戸病院	
9	公的医療機関	北部上北広域事業組合公立野辺地病院	
10	民間病院	十和田第一病院	
11	民間病院	(医)赤心会十和田東病院	
12	民間病院	(医)社団良風会ちびき病院	
13	民間病院	(一財)仁和会三沢中央病院	
14	介護事業者	(公社)青森県老人福祉協会	
15	介護事業者	(公社)青森県老人保健施設協会	
16	市町村	十和田市	国保・介護担当課
17	市町村	三沢市	国保・介護担当課
18	市町村	野辺地町	国保・介護担当課
19	市町村	七戸町	国保・介護担当課
20	市町村	六戸町	国保・介護担当課
21	市町村	横浜町	国保・介護担当課
22	市町村	東北町	国保・介護担当課
23	市町村	六ヶ所村	国保・介護担当課